

準備書面（12）

2011年 6月21日

松山地方裁判所 御中

答弁書に対する求釈明

被告答弁書の下記について、釈明を求める。

記

1、今治市教育委員会の情報公開の手続について

被告答弁書の4頁下から2行目から5頁にかけて

『今治市においては、市長の事務部局においてその権限を個別の職員に委任するとした規定は存在しないし、そのような事実もない。教育委員会の事務部局においては、その常務を教育委員会から教育長へ委任をしている（今治市教育委員会教育長に対する事務委任規則）が、教育長からさらにその権限を職員に委任する、又は教育委員会が教育長以外の職員にその権限を委任するとした規定は存在しないし、そのような事実もない。』

とある。

①求釈明

今治市教育委員会の情報公開の手続きがどのように行われているか明らかにされたい。

2、答弁書の二箇所の引用の異なるニュアンスの被告らの真意について

被告答弁書の5頁下から10行目から

『これを防止するため、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として、住民に対しその予防又は是正を裁判所に請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものである（最高裁昭和53年3月30日第一小法廷判決・民集32巻2号485ページ参照）。

よって、普通地方公共団体の住民が住民訴訟によってその予防又は是正を求めることができるのは、当該地方公共団体の執行機関又は職員による行政上の諸活動のうち財務会計行為、すなわち、普通地方公共団体の公金その他の財産の財産的価値の維持又は保全を直接の目的とする行為であって、その行為の結果如何によって直接に当該地方公共団体に財産的損害を与え、又は与えるおそれのあるものに限られるのであって、それ以外の行為は、たとえ、それによって当該地方公共団体の財産上に何らかの影響を及ぼすものであっても、これを住民訴訟の対象とすることはできないというべきものである。』

被告答弁書の6頁下から9行目から

『違法とされている行為が、財務会計上の行為でないとされる行為（本件訴えでは、本件採択）であっても、それが原因、先行となって、財務会計上の行為が行われている場合には、その財務会計上の行為を住民訴訟の対象とし、財務会計上の行為の原因となった非財務会計上の行為・手続の違法性を追求できることとされる（いわゆる「違法性の継承」の問題）。しかし、住民訴訟を通じて、先行行為の違法を争うことを無制限に認めると、実質的に非財務会計行為の適否を争うことを認め、抗告訴訟で認められないことが、住民訴訟では認められることになり、財務会計上の違法な行為又は怠る事実の是正を目的とする住民訴訟制度の趣旨を逸脱することになる。』

とある。

②求釈明

答弁書の上記二箇所引用はニュアンスが異なる。被告らの真意はどこにあるのか、あるいは住民参政の趣旨はどうあるべきか、明らかにさ

りたい。

3、本件採択が財務会計行為の先行行為でないことについて

被告答弁書の6頁中段

『また、本件採択も財務会計行為に該当しないことは明らかであって、本件訴えは、住民訴訟によって財務会計行為の違法の防止又は是正を図るためのものとはいえない。』

とある。

③求釈明

本件採択が財務会計行為の先行行為でないことを明らかにされたい。

4、検定と採択が一連のものでないことを実態について

被告答弁書の7頁上から7行目

『しかしながら、検定と採択は、実施主体も法令の根拠規定も異なる別個の事務であり、連続した一連の手続を構成し、一定の法律効果の発生を目的とするものでないことは明らかである。』

とある。

④求釈明

検定と採択が一連のものでないことを実態に即して明らかにされたい。

5、教科書及び教師用指導図書の購入について

被告答弁書の7頁下から12行目

『また、教科書及び教師用指導図書の購入は、中学校において購入の必要性を認めた場合に、その都度、支出の権限を有する者が購入の意思決定を行って処理するものであり、本件採択をするための特別な経費の支出ではなく、』

とある。

⑤求釈明

誰が必要性を認めた場合か、また支出の権限を有するものは誰か、また何故本件採択の結果の特別な支出でないのか、明らかにされたい。

6、何故本件採択が財務会計行為の先行行為でないのかについて

被告答弁書の8頁下から2行目から9頁にかけて

『請求の趣旨第1項又は第2項によって原告らが取消し又は無効確認を求める行為は、本件採択についてであり、本件採択は、上記財務会計行為のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、本件採択は、平成18年度検定を経てそのいずれを使用したとしても適法なものである教科用図書のいずれかを選択するという意思を確定した行為にすぎず、本件採択により何らかの優越的地位に基づく意志の発動を行うことが法律上予定されている行為ではない。』

とある。

⑥求釈明

何故本件採択が財務会計行為の先行行為でないのか、また何故本件採択が教育委員の優越的地位に基づくものでないのか、明らかにされたい。

7、コピー代以外は財務会計行為に該当するのかについて

被告答弁書の10頁1行から

『原告らが求めているのは、コピー代、教育長の給料、教育委員会委員の報酬及び教科書等の購入費用としての支出をしたことであるが、これらのうち少なくともコピー代は単なる物品の使用行為であり、上記財務会計行為のいずれにも該当しないことは明らかである。』

とある。

⑦求釈明

コピー代以外は財務会計行為に該当すると考えておられるのか返答されたい。

8、地教行法と教科書の採択権限について

被告答弁書の16頁上から2行目

『そのようなそれぞれの立場から、市町村立の小中学校の管理及び市町村立の小中学校における教科用図書その他の機材の取扱いに関することは、当該市町村の教育委員会が管理し、執行することとされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第23条第1号及び第6号）。すなわち、学校の管理者として、学校において使用する教科書の採択に関する事務も当然教育委員会が行う事務の範疇に入るものであり、その決定権限は、当然に教育委員会にあるものと地教行法において定められている。』

とある。

⑧求釈明

地教行法のどこに教育委員会は適正な手続きによらずに、教科書の採択ができると定められているのか明らかにされたい。

以上